

習志野市公民館(実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館)の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
- (2) 団体 株式会社オーエンス
- (3) 代表 代表取締役 大木 一雄

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 2(公募)
- (2) 日程
 - ア 指定管理者募集の案内(広報誌・ホームページ) 令和2年6月15日
 - イ 募集要項の配布 令和2年6月15日～7月3日
 - ウ 応募者説明会・見学会 令和2年7月8日
 - エ 質問事項の受付 令和2年7月8日～7月14日
 - オ 質問事項の回答 令和2年7月20日
 - カ 申請書類の受付 令和2年8月3日～8月7日
 - キ 応募者面接 令和2年9月16日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 令和2年10月7日
 - ケ 議会の議決 令和2年12月14日
 - コ 指定日(告示日) 令和2年12月25日

4. 指定理由

全国で公民館、自治振興施設等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした質の高い市民サービスと施設運営が期待できる。

また、提案内容からは、現状を超える職員配置やノウハウを活かした管理体制により、安定した公民館運営が見込めるほか、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた不断の改善を図り、各地域の状況や課題に合った多様な事業の実施が期待できる。

以上から、本市が求める水準を超える優れた管理運営能力があると判断し、当該施設の指定管理者として指定したものである。

5. 評価表

別紙1のとおり